

社会福祉法人泰久会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泰久会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、退職金、功労金及び旅費に関して、支給の基準その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて「役員等」という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、退職金及び功労金とする。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給基準)

第3条 常勤の役員に対しては、職務執行の対価として別表1に定める報酬を支給する。ただし、当該役員が法人職員を兼務する場合においては、当該役員報酬と当該職員給与のいずれか一方のみを支給する。

- 2 非常勤の役員に対しては、報酬は支給しない。
- 3 評議員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の計算期間)

第4条 報酬は月額制とし、その計算期間は月初から月末までとする。

(報酬の日割り計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、当該月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、当該月までの報酬を支給する。

(退職金の支給基準)

第6条 常勤の役員が退任したときは、退職金を1任期につき別表2のとおり支給する。ただし、当該役員が法人職員を兼務し、かつ独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉

施設職員退職手当共済制度に加入していた期間があった場合は、当該退職手当共済制度に加入していた期間については、役員退職金の支給を算定するに当たっての期間に含めないものとする。

(任期途中の就退任の場合の退職金)

第7条 任期途中において就退任する場合、その在任期間が1年未満の場合は1任期の2分の1の金額とし、1年以上の場合は1任期の金額とする。

(退職金の支給方法)

第8条 退職金は最終退任時に合算して支給する。

(功労金の支給基準)

第9条 理事長は、在任期間中、特に功労があったと認められる役員に対し、理事会の決議を経て別表3に規定する額を上限として功労金を支給することができる。

(死亡時の退職金及び功労金)

第10条 役員が在任中死亡したときは、死亡時に退職金及び功労金を弔慰金として遺族に支給する。

(報酬等の支給方法)

第11条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月月末とする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支給する。
 - (2) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内
 - (3) 功労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内
- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第12条 役員等が出張する場合は、次条に定める旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(旅費の種類)

第13条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃および宿泊料とする。

- 2 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下「運賃」という。）、急行料金、座席指定料金ならびに特別車両料金のそれぞれの範囲内の実費額とする。

- (1) 乗車に要する運賃

- (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に掲げる運賃のほか、その乗車に要する急行料金。ただし、普通急行列車については線路が片道概ね100km以上、特別急行列車または新幹線については線路が片道概ね150km以上の場合に限り利用できるものとする。
 - (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前2号に掲げる運賃、料金のほか座席指定料金。
 - (4) やむを得ない事由により特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、前3号に掲げる運賃、料金のほか特別車両料金。
- 3 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃および棧橋賃を含む。以下「運賃」という。）、特別船室料金および寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）ならびに座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額とする。
- (1) 乗船に要する運賃。
 - (2) 業務上の必要により寝台料金を必要とする場合には、前号に掲げる運賃のほか寝台料金。
 - (3) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に掲げる運賃および料金のほか座席指定料金。
- 4 航空賃は、航空旅行の路程に応じ、普通旅客運賃の範囲内の実費額を支給する。
- 5 車は原則として公用車を使用し、やむを得ない事由がある場合に限り私有車を使用することができる。この場合、車賃は陸路旅行の路程に応じて1km当たり15円を支給する（走行距離は整数値として計算するものとする）。なお、高速道路通行券は片道概ね100km以上にわたる出張のときのみ実費を支給し、業務上の必要により生じた駐車料金については実費を支給する。
- 6 タクシーは、他の交通機関がない等の事由によりやむを得ず利用する場合にのみ、片道概ね2km以上に限り利用できるものとする。
- 7 宿泊料は、出張中の宿泊数に応じて1泊当たり15,000円を支給する。ただし、宿泊料が定額に満たないときは、実費を支給するものとする。
- 8 車中泊、機中泊については宿泊料を支給しない。

(旅費の計算)

- 第14条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により計算する。ただし、業務上の必要または天災その他やむを得ない事由により、最も経済的な通常の経路または方法によって出張しがたいときは、その現によった経路および方法により計算する。
- 2 他の機関・団体等から旅費を支給される場合は、前条に定める旅費から、その額を減額して支給するものとする。
 - 3 宿泊料の計算に当たって、研修会・会議等で宿泊施設が指定され、宿泊料が定められている場合は、当該定められた宿泊料による。

(端数の処理)

- 第15条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理

を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第16条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第14条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

改 定

第1回 この規程は、平成31年2月1日より適用する。

別表1 (常勤の理事の報酬)

区 分	金 額
理 事 長	月額 1,000,000円
専務理事	月額 800,000円
常務理事	月額 700,000円
理 事	月額 400,000円

別表2 (常勤の理事の1任期あたりの退職金)

区 分	金 額
理 事 長	2,000,000円
専務理事	1,600,000円
常務理事	1,400,000円
理 事	800,000円

別表3 (常勤の理事の功労金の支給額)

区 分	1名当たりの上限金額
理 事 長	4,000,000円
専務理事	3,000,000円
常務理事	2,000,000円
理 事	1,000,000円